

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

袖ヶ浦市は、かつては東京湾における漁業と農業の盛んな地域でしたが、京葉臨海地域の本格的な開発が推進され、その一環として本市の海面の埋立てが昭和41年から始まり、京葉工業地帯の一翼を担う企業の進出が始まり、現在、県内有数の産業都市として発展してきた。

全国的に見ても人口減少社会の中、本市の人口について微増であるものの増加しているが、内陸部を中心に高齢化が進展しており、今後、人口はゆるやかな減少傾向で推移すると見込んでいる。

古くから工業を中心に発展してきたが、東京湾アクアライン、首都圏中央連絡自動車道等の交通インフラが整備されたことを背景に、市内内陸部に新たな工業団地を整備したことで、製造業を中心とした企業の進出が相次ぎ、県内上位の産業集積を誇る。

現在、市内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに従業員の高齢化が進み、新たな労働力の確保が難しくなっており、このままでは市内の産業基盤が崩壊しかねない状況である。

このような状況の中、企業等振興支援事業や中小企業融資資金及び利子補給事業等を講じてきたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人材不足等に対応した事業基盤を構築するとともに後継者が円滑に引継ぎできる環境を整え、元気な中小企業が増えるような取り組みを支援していくことは重要な課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進計画を策定し、中小企業者の先端設備の導入を促すことで、計画期間中に12件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

袖ヶ浦市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

従って、多種多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

袖ヶ浦市の産業は、臨海部に密集しているものの、市内全域に渡って点在している。市内の全ての事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、袖ヶ浦市全域とする

(2) 対象業種・事業

多様な業種・事業が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、その性質から市内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、市内産業への経済波及効果も希薄であるため、本計画において対象とする業種・事業から除く。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 以下に掲げる者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する団体
 - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定による許可又は届出を要する事業者
 - ③ 市税を滞納している事業者